

# 遺族年金の見直し

## 1. 高齢期の遺族配偶者に対する遺族厚生年金と老齢厚生年金の併給

【平成19年4月～】

### 改正後

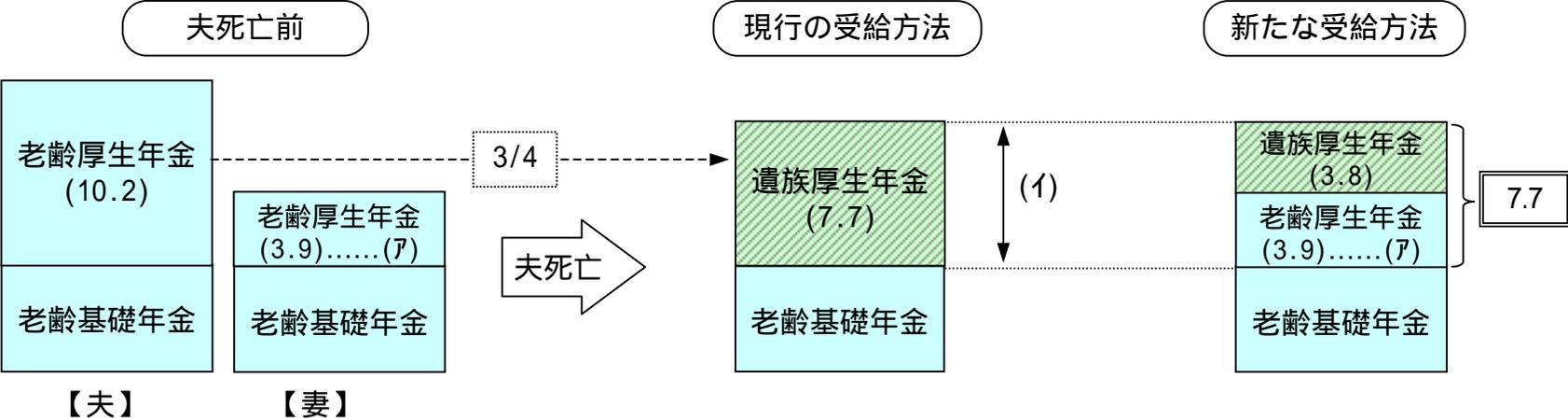
高齢期（65歳以降）の遺族配偶者（妻）に対する年金給付について、妻自身が納めた保険料をできるだけ年金給付額に反映させるため、妻自身の老齢厚生年金は全額支給し、現行の水準との差額を遺族厚生年金として支給する仕組みとする

### <見直しのイメージ図>

妻自身の老齢厚生年金(ア)は全額支給する

現行の遺族に対する年金給付の水準(イ)を(ア)と比較し、(ア)の方が少額の場合は差額を遺族厚生年金として支給する

【妻の老齢厚生年金は3.9万円、夫の老齢厚生年金は10.2万円の場合】



## 2. 若齢期の妻に対する遺族厚生年金の見直し 【平成19年4月～】

### 改正後

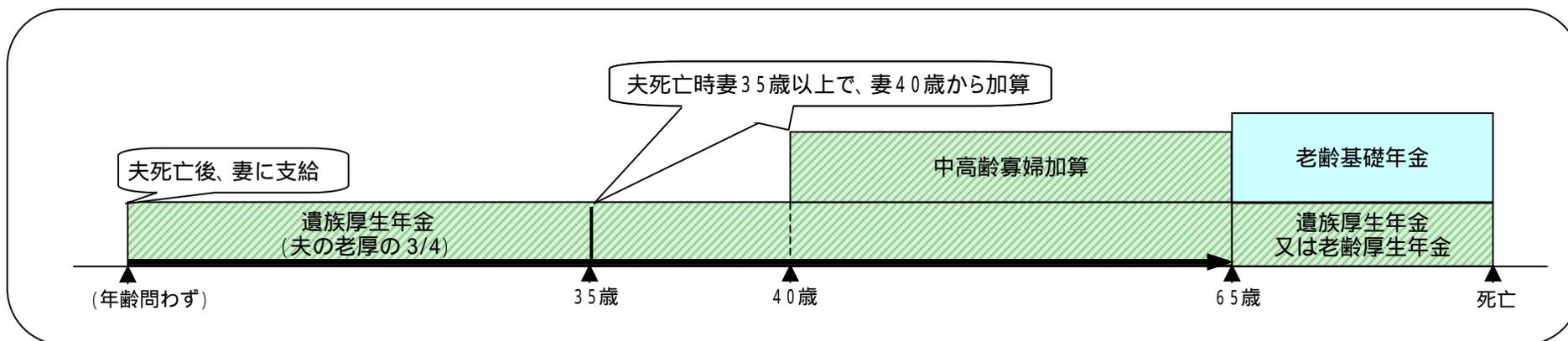
18歳未満の子のない30歳未満の妻に対する遺族厚生年金については、若年層の雇用条件の格差の縮小の動向を踏まえ、5年間の有期給付とする

中高齢寡婦加算(夫死亡時35歳以上の妻に40歳から支給)については、待機期間をなくし、夫死亡時40歳以上の妻に支給することとする。

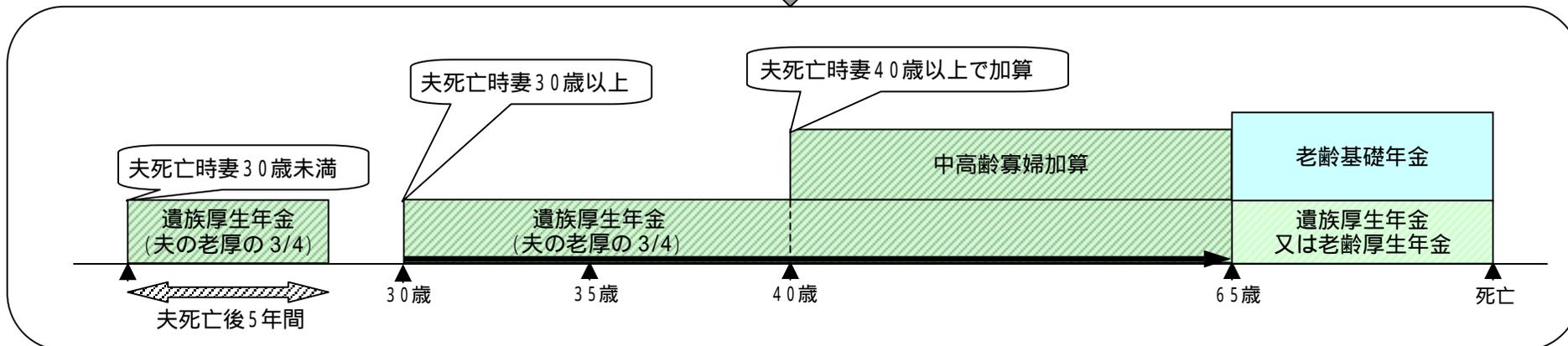
下記表で「夫死亡時」とあるのは、夫死亡時に18歳未満の子を有する妻については、「子の18歳到達時」とする。

<見直しのイメージ図>

【現行の給付】



【改正後】

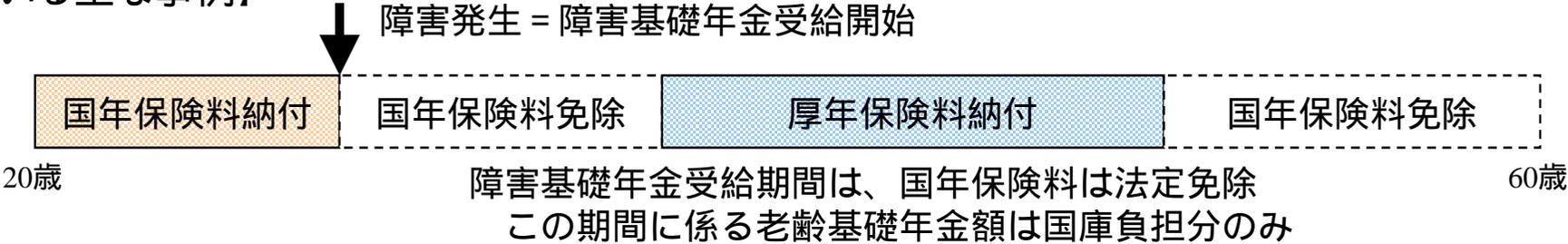


# 障害年金の改善

（障害を有しながら働いたことを年金制度上評価する仕組み）

【平成18年4月～】

【想定している主な事例】



【65歳時点での年金】

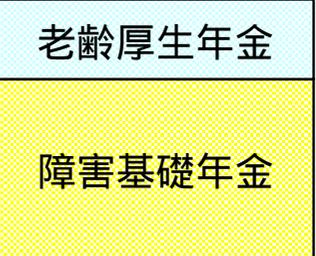


老齢厚生年金	←	短い就労期間、低賃金の場合では低額になる	}	障害基礎年金のみの額の方が高くなり、障害基礎年金のみを選択するケースが多い。
老齢基礎年金	←	法定免除期間などがあれば低額になる		
障害基礎年金	←	1級の障害基礎年金：老齢基礎年金の満額の25%増 2級の障害基礎年金：老齢基礎年金の満額		

障害を持ちながら自ら働いて保険料を納付したことが年金給付に反映されにくい

改正後

障害を有しながら働いたことが評価される仕組みとする。  
障害基礎年金と老齢厚生年金の組み合わせの選択を認める。



# 国民年金保険料の収納対策の強化

『国民年金特別対策本部』の設置（本省及び地方社会保険事務局）：中長期的な目標を設定（今後5年で納付率80%）

## 要因分析を踏まえた新たな個別収納対策

平成14年度の納付率低下要因の分析を踏まえた新たな個別対策を実施するとともに、未納者一人ひとりに対し、催告状、電話、戸別訪問等の地道な納付督促活動を強化する。

### 1. 免除制度の見直し及び制度周知

多段階免除制度の導入（法改正事項）

免除対象者の負担感の急変を緩和し、免除制度を活用しつづけるだけ納付しやすい仕組みとするため、負担能力に応じたきめ細やかな免除制度とする

単身世帯を中心とする所得基準の緩和

免除申請等の承認期間の遡及（法改正事項）

免除申請等が遅れた者が未納に陥ることを避ける

### 2. 納付しやすい環境づくり

口座振替割引制度の導入

保険料の安定的な収納につながる口座振替の利用を促進

若年者に対する納付猶予制度の導入（法改正事項）

若年層の失業・無業者等に対し、保険料追納の機会を用意

追納加算率の水準見直し

### 3. 地域特性に応じたネットワーク（納付協力組織等）の活用

納付協力組織に対する収納業務委託

地域に根ざした同業者団体等を納付協力組織とし、当該組織の加入員に係る収納業務を委託

## 保険料納付意識の徹底

年金制度の意義・役割や、保険料納付の有利さを正しく理解してもらう中で、保険料納付は国民の義務であるとの意識を徹底周知し、以下の対策を講ずる。また、こうした観点から、年金制度のわかりやすい広報、中高生に対する年金教育の実施を強化する。

### 1. 強制徴収の実施

納付意識の徹底を図りつつ、度重なる納付督促によっても世代間連帯の下の納付義務を果たさない者であって、十分な所得や資産があり、他の被保険者の納付意欲にも悪影響を与えかねない滞納者について、強制徴収を実施する。

### 2. 所得情報の取得（法改正事項）

効果的な保険料徴収のため必要な所得情報を取得するための法的整備を行う。

### 3. 社会保険料控除の手続の見直し

未納者について国民年金保険料に係る社会保険料控除が適用されないようにするための措置を講じる。

## 制度の理解を深めるための取組み

### 年金個人情報の定期的な通知（法改正事項）

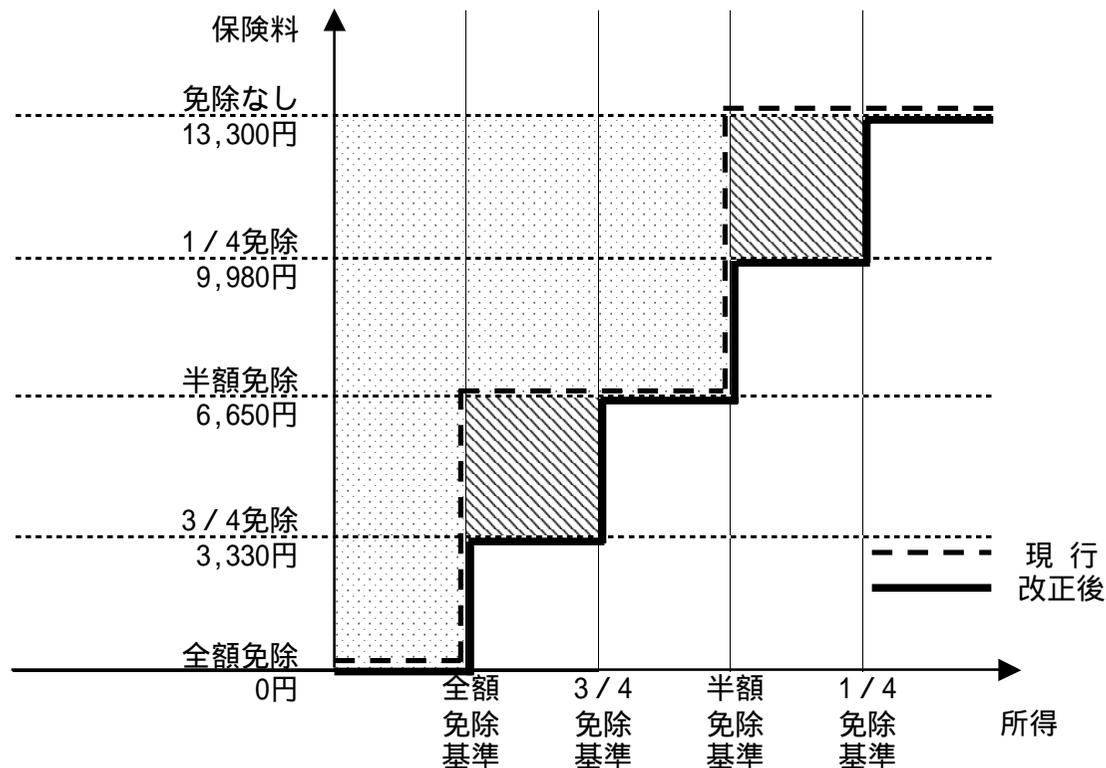
被保険者に保険料納付記録等の年金個人情報の定期的通知を行う。その際、被保険者個々人の保険料納付実績を年ごとに点数化して表示する仕組み（ポイント制）を導入する。

# 国民年金保険料の多段階免除制度（法改正事項）

（参考）

【平成18年7月～】

## 段階保険料



### 国民年金の申請免除制度を巡る論点

保険料の段階的引上げ



今後、免除段階間の負担の格差が拡大

（全額免除 半額免除 免除なし）



### 多段階免除制度の導入

保険料の段階的引上げに対応し、負担能力に応じたきめ細やかな免除制度の導入

免除対象者層の負担感の急激な変化を緩和し、免除制度を活用しつづけるだけ納付しやすい仕組みとする

## 年金額

保険料	将来の年金額	
	国庫負担分	保険料分
免除なし	満額	満額
1/4免除		7/8
半額免除		3/4
3/4免除		5/8
全額免除	1/2	

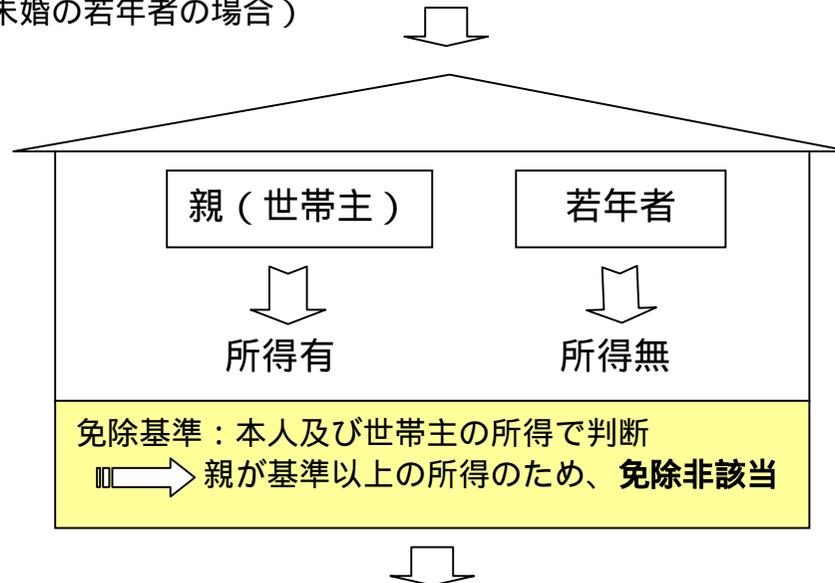
（注）国庫負担率1/2、追納がなかった場合。

## 若年者に対する国民年金保険料の納付猶予制度（法改正事項） 【平成17年4月～】

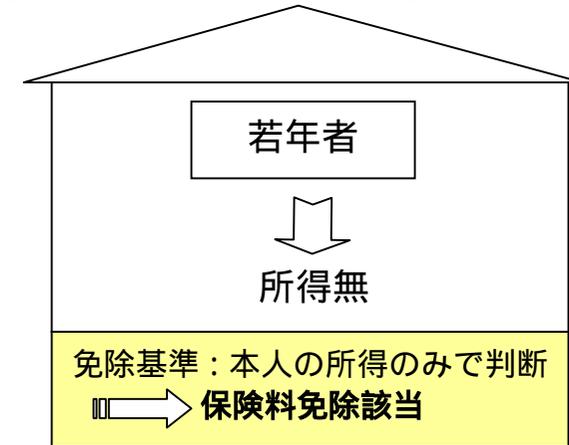
### 【若年者保険料納付猶予制度創設の趣旨】

現在、就職が困難あるいは失業等により低所得である若年者（20歳台の者）が、所得のある親世代と同居している場合には、保険料免除にならない。

（例：未婚の若年者の場合）



【参考】若年者が親と世帯が別である場合



本人が将来実際に負担できることとなった時点で保険料を追納できる仕組みを用意し、将来の無年金・低年金を防止するため、**若年者に対する納付猶予制度**を創設

### 【納付猶予制度の内容】

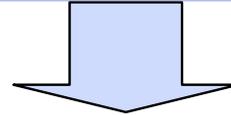
被保険者本人及び配偶者が基準（全額免除基準と同額）に該当すること。（世帯主の所得は判断の対象外）  
当該期間は、年金の受給資格期間には算入されるが、年金額の計算には反映されない（国庫負担はつかない。カラ期間）  
当該期間について10年間は追納可能とし、追納された場合は保険料納付済期間とする。  
当該期間中に障害となったり、死亡した場合は、障害基礎年金または遺族基礎年金を支給する。  
10年間の時限措置とする。

## 制度の理解を深めるための取組（年金個人情報の定期的な通知）

【平成20年4月～】

### 問題意識

現役世代、特に若い世代の年金制度に対する理解を深め、信頼・安心を高める。  
若い時代から将来の年金給付を実感できるわかりやすい仕組みや運営が必要。



### 年金個人情報の通知

被保険者に保険料納付記録等の年金個人情報の定期的な通知を行う。  
その際、被保険者個々人の保険料納付実績を年ごとに点数化して表示する仕組み（ポイント制）を導入する。

### ポイント制の意義

被保険者個々人が自らの拠出実績を確認し、将来受給する年金が着実に増加していくことを実感できる。  
加入者からみて、年金額の算定式が分かりやすい。

### ポイント制の仕組み

$$\text{ポイント} \times \text{ポイント単価} = \text{年金見込額}$$

（基礎年金と厚生年金それぞれについて表示）

ポイント：保険料納付とともに蓄積（厚生年金は毎年の賃金に応じた保険料納付実績を点数化して表示、基礎年金は保険料納付済期間を点数化して表示）

ポイント単価：原則として、年金改定率により毎年改定

年金見込額：原則として、法律上の給付算定式から算定される年金見込額と一致

ポイント制は、年金の着実な増加を分かりやすく表示するための個人情報の通知上の仕組みとする。

# 第3号被保険者の特例届出について

【平成17年4月～】

## 【現在】

第3号被保険者の届出を遅れて行った場合  
2年前までの期間：保険料納付済期間に算入  
それ以前の期間：保険料未納期間

未届が第3号被保険者本人の責任とは言い難い事例（下記1、2）がある中で、このままでは、低年金、無年金となる場合が生じる。

## 【救済措置の概要】

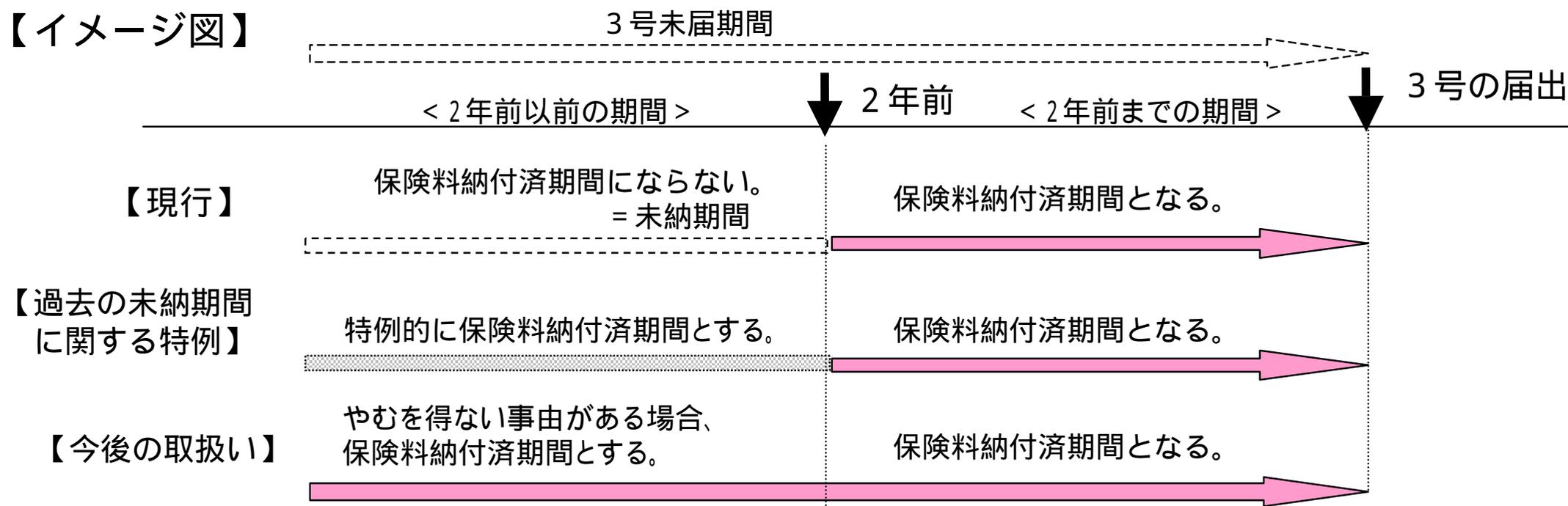
過去の未納期間について、特例的に届出を認め、届出に係る期間は保険料納付済期間とする。

今後は、2年以上遅れて3号の届出をした場合に、やむを得ない事由がある場合には、2年前以前の期間も保険料納付済期間に算入

（事例1） 第3号被保険者がパートとして就職し、2号被保険者となったにもかかわらず、会社からその旨の通知がなされておらず、本人は3号のままと誤解。退職した後は、本来なら2号から3号となる届出をしなければならないにもかかわらず、本人はずっと3号であったと誤解しており、届出を行わなかった。

（事例2） 第2号被保険者である配偶者（夫）が失業し（いったん1号被保険者となり）、短期間で再就職して再度第2号被保険者となった場合、被扶養配偶者（妻）は、いったん第3号被保険者ではなくなり、夫が再び2号となったときに3号の届出が必要となるが、その状態は変わらないため、届出の必要性を意識しなかった。

## 【イメージ図】



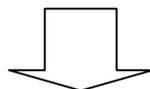
# 厚生年金基金の免除保険料の凍結解除

【平成17年4月～】

平成12年改正では、経済情勢等を踏まえ、厚生年金本体の保険料率の引上げが凍結されたため、これに連動し、免除保険料率も凍結。

免除保険料：基金が国に代わって行う代行給付（厚生年金の物価スライド、賃金スライドを除いた部分）に見合う保険料。事業主はこの免除保険料分は基金に納付し、国への納付を免除される。

現在の免除保険料率はこの凍結により、直近の平均寿命、本体の予定利率に対応していないため、事前積立に必要な保険料となっていない。

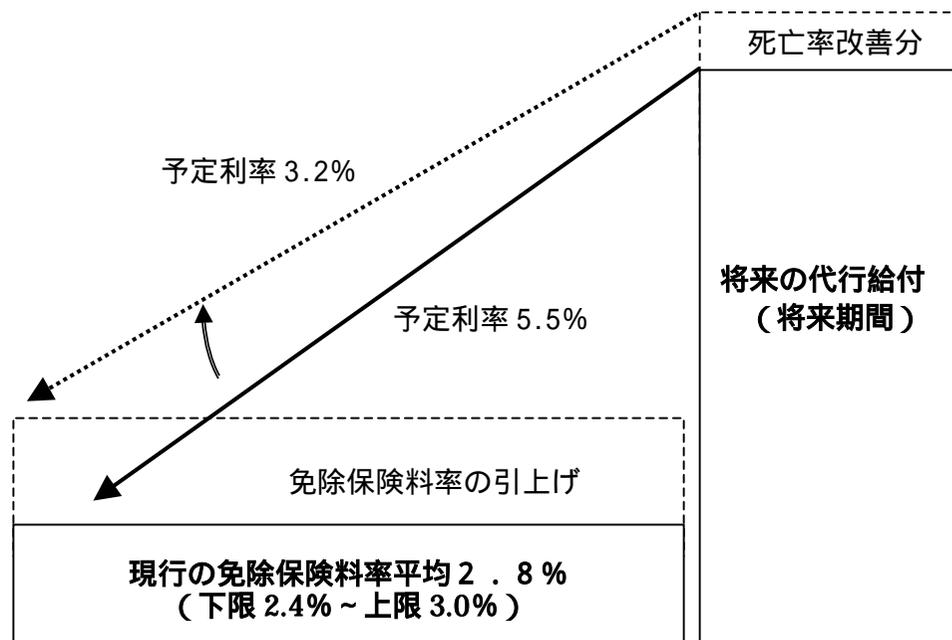


今回、この凍結を解除し、直近の平均寿命、厚生年金本体の予定利率の見通しに基づいて見直し、設定する。

現行：平均2.8%（下限2.4%～上限3.0%）

見込み：平均3.7から3.8%程度  
（下限2.4%～上限5.0%）

## 免除保険料率の見直しのイメージ

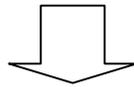


(注) 16年1月1日までの代行返上基金を除く約900基金を基にした粗い試算であり、予定利率は3.2%で試算

# 厚生年金基金の解散の特例措置 【平成17年4月～】

現行では、解散時に最低責任準備金の積立不足額を一括して母体企業が拠出

最低責任準備金：代行給付費を賄う上で必要な積立金



## < 分割納付 >

解散時に最低責任準備金を確保していなくとも解散を認め、不足分は分割納付を認める。  
〔原則5年以内。厚生年金本体の運用利回り実績で付利〕

## < 納付額の特例 >

一定の要件を満たす厚生年金基金については、仮にその基金の加入員が当初から厚生年金本体のみに加入していたならば本体で形成されていた積立金（その基金の資産額がこれを上回る場合には現有資産額）を納付額とすることを認める。

納付額特例の対象基金の要件

- ・これまでの運営努力 相応の掛金の徴収、給付設計見直しを考慮。
- ・今後の運営の困難性 成熟度、代行コスト、母体企業（業種）の経営状況等を考慮。

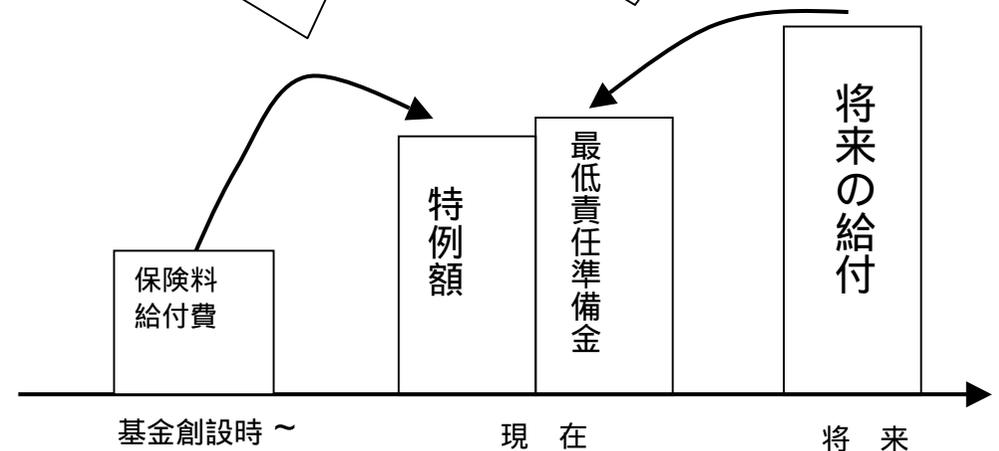
## 納付額の特例のイメージ

### 特例額の計算方法

：実際の免除保険料収入と代行給付費の差を厚生年金本体の運用利回り実績で付利

### 通常の最低責任準備金の計算方法

：事前積立の考え方で予定利率で割引等



（注）一般的に、歴史の古い基金や、年齢構成の高い基金は、従来の方法より納付額低下

### （参考1）特例措置の期限

本特例措置は、3カ年の時限措置（施行から3年以内の申請）とする。

### （参考2）国への移換

特例措置による最低責任準備金及び給付義務の移換先は、上乘せ部分の移換がないこと、分割納付の場合長期の徴収が必要なことから、国とする（通常の解散ケースは厚生年金基金連合会へ移換）。

## 確定拠出年金の充実

### 拠出限度額の引上げ

年金制度改革における公的年金の給付水準の見直し等を踏まえ、公的年金を補完して、老後所得の確保を図るため、拠出限度額の引上げを行う。

#### (企業型)

他の企業年金がない場合 (月額) 3.6万円 4.6万円

他の企業年金がある場合 (月額) 1.8万円 2.3万円

#### (個人型)

企業年金がない場合 (月額) 1.5万円 1.8万円

自営業者等 (月額) 6.8万円 6.8万円

実施は、年金改正法公布後 平成16年10月を目途を予定  
厚生年金基金や適格退職年金等から確定拠出年金への制度  
移行に伴う原資の移換限度額も併せて撤廃

### 中途引き出し要件の緩和

資産が少額である場合に手数料で資産が減少又は滅失してしまうため、中途脱退の要件を緩和する。【平成17年10月～】

	現行	改正
企業型から個人型へ移換後に脱退	個人型で制度上掛金を納められない者(第3号被保険者等) ・加入期間3年以下	個人型で制度上掛金を納められない者(第3号被保険者等) ・加入期間3年以下 又は ・ <u>資産額が50万円以下</u>
企業型からの脱退	—————	<u>資産額が1.5万円以下</u>

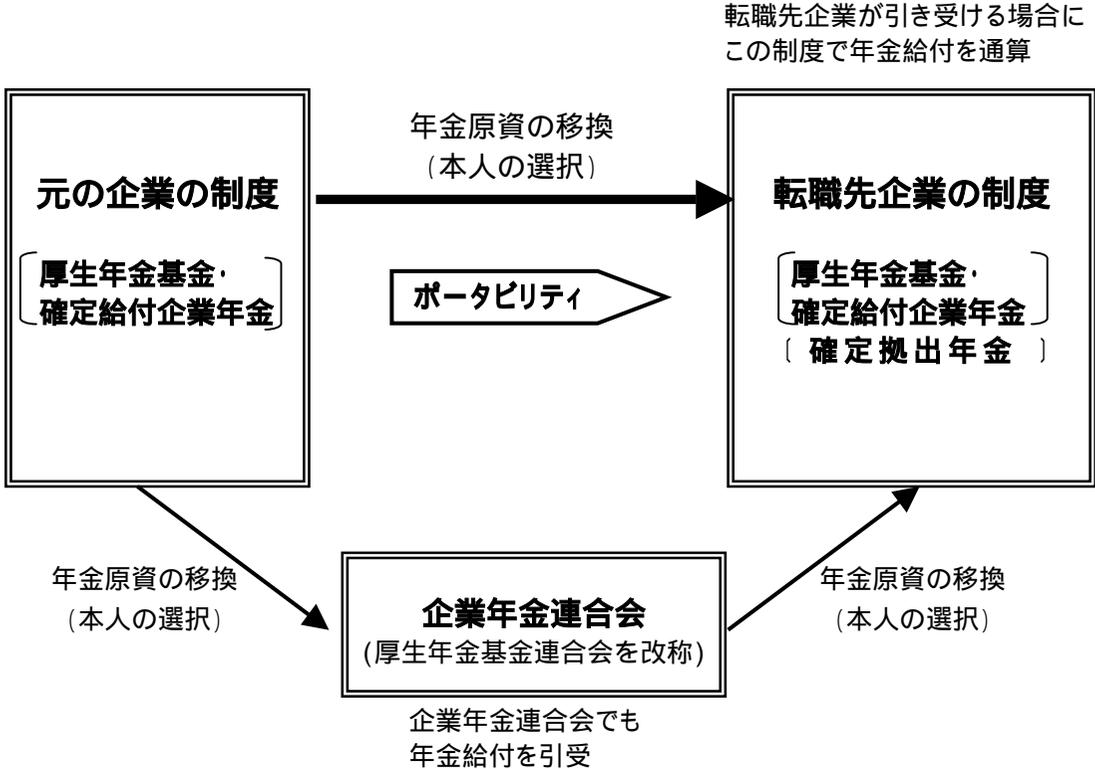
(注) 平成16年度与党税制改正大綱(平成15年12月17日)で決定

# 企業年金のポータビリティの確保（年金通算措置）【平成17年10月～】

## ポータビリティのイメージ

厚生年金基金、確定給付企業年金間で加入者の年金原資の資産移換を可能とする。この移換が困難な場合は、企業年金連合会（厚生年金基金連合会を改称）で引受けを行い、年金として受給できる途を開く。

厚生年金基金・確定給付企業年金から確定拠出年金へ加入者の年金原資の資産移換を可能とする。



(注) 現在でも厚生年金基金制度では、厚生年金基金連合会により年金通算化

# 年金制度における世代間の給付と負担の関係について

年金制度の中で、一定の前提をおいて、各世代がどの程度保険料を負担し、どの程度給付を受け取ることになるかについて比較をしてみると、世代によってその負担と給付の関係に差が生じる。

現在の受給者の世代で倍率が高くなっているのは、

戦後の経済混乱の中で、負担能力に見合った低い保険料からスタートし、段階的に引き上げることで長期的な給付と負担の均衡を図ってきたこと

その後の経済発展の中で、物価や賃金の上昇に応じた給付改善を後代の負担で行ってきたことなどの要因により生じている。

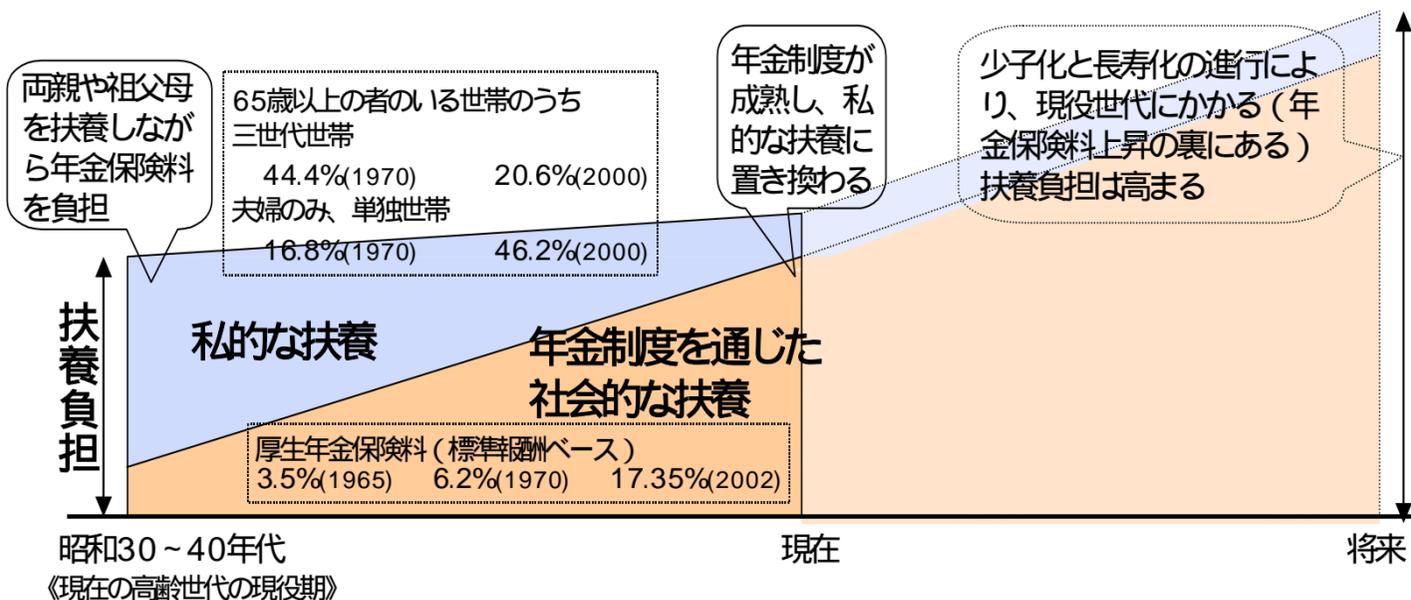
年金制度における世代間の負担と給付の関係をみるに当たっては、その背景にある都市化、核家族化による、私的な扶養から年金制度を通じた社会的な扶養への移行  
少子化と長寿化の進行による現役世代にかかる扶養負担の高まり

生活水準の向上と実質的な保険料負担能力の上昇

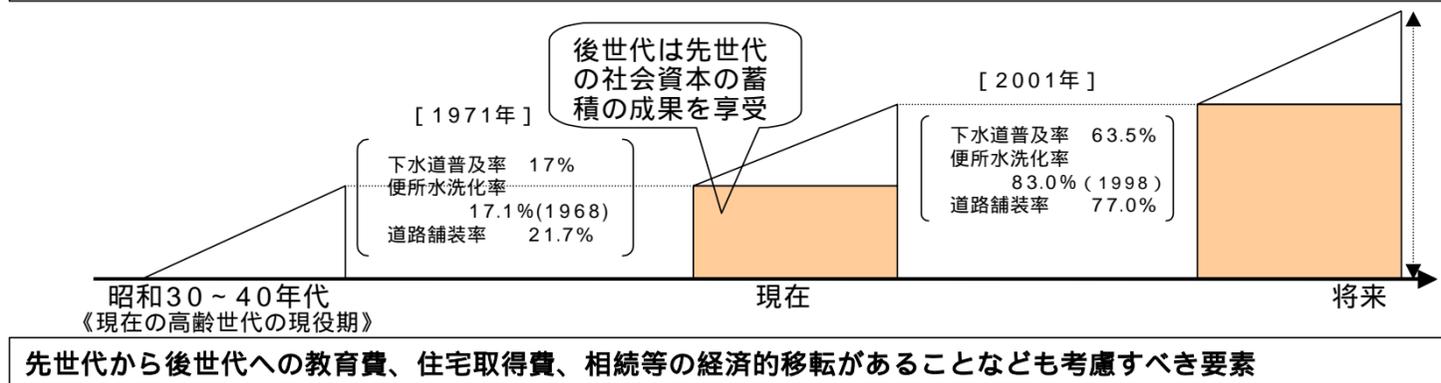
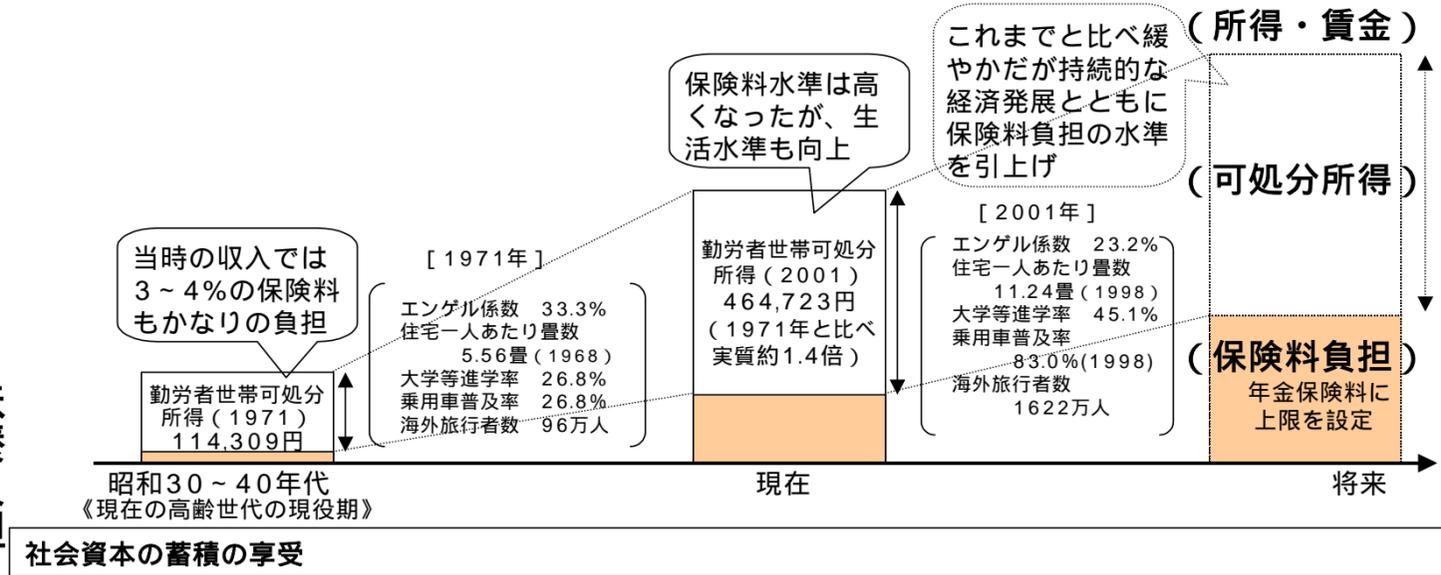
などの要素を合わせて考慮することが必要であり、年金制度における負担と給付の関係のみで世代間の公平、不公平を論ずることはできない。

都市化、核家族化による、私的な扶養から年金制度を通じた社会的な扶養への移行

少子化と長寿化の進行による現役世代にかかる扶養負担の高まり



生活水準の向上と実質的な保険料負担能力の上昇



保険料負担は相対的に小さい  
加入できた年数も相対的に短い

同程度の年金給付でも負担に対する比率は大きくなる

厚生年金 (含基礎年金) の平均年金月額 (平成13年度末、男子) には大きな差はない  
65歳 20.5万円 70歳 20.7万円 75歳 21.8万円 80歳 20.6万円

先世代から後世代への教育費、住宅取得費、相続等の経済的移転があることなども考慮すべき要素

**賃金上昇率により65歳時点の価格に換算して比較**

年金制度においては、原則20歳から40年間程度にわたって保険料拠出を求め、支給開始年齢到達後、終身にわたって年金を受給することになるので、最初に保険料を拠出してから給付を受け取り終わるまでに60年以上の時間が想定される。

このように大きな時点差のある負担と給付を比較する上で、時間の経過をどのように評価するかについては、様々な考え方がある。世代間扶養を基本的な考え方として運営している公的年金制度では、賃金の一定割合の保険料拠出を求め、給付額も賃金水準の上昇を反映することが基本的な仕組みとなっている。

したがって、世代別に負担と給付を比較するに当たっては、この公的年金の基本的な仕組みの考え方に沿って、賃金上昇率を用いて保険料総額や年金給付総額を65歳時点の価格に換算したものをを用いて比較を行ったものである。

**65歳以降の年金受給額で比較**

今後、雇用と年金の連携を図り60歳前半の雇用が促進され、十分な準備期間をおきながら支給開始年齢の65歳への引上げが行われるものであり、世代による支給開始年齢の違いを除いた65歳以降の年金受給額で比較している。

**事業主負担分を含めずに比較**

厚生年金の事業主負担分は労務費に含まれるが、賃金そのものではない。公的年金制度による事業主への義務付けではじめて生じる負担であることから、事業主負担を賃金と同視して論じることには問題があり、保険料負担額には事業主負担分を含めずに比較している。

**【厚生年金(基礎年金を含む)の世代間における給付と負担の関係 - 平成16年財政再計算 - 】**

	1935年生まれ (2005年70歳) [2000年度時点で換算]	1945年生まれ (2005年60歳) [2010年度時点で換算]	1955年生まれ (2005年50歳) [2020年度時点で換算]	1965年生まれ (2005年40歳) [2030年度時点で換算]	1975年生まれ (2005年30歳) [2040年度時点で換算]	1985年生まれ (2005年20歳) [2060年度時点で換算]	1995年生まれ (2005年10歳) [2060年度時点で換算]	2005年生まれ (2005年0歳) [2070年度時点で換算]
保険料負担額	680万円	1,200万円	1,900万円	2,800万円	3,900万円	5,100万円	6,500万円	8,000万円
年金給付額 〔65歳以降分〕	5,600万円 4,400万円	5,400万円 4,500万円	6,000万円 5,600万円	7,600万円	9,600万円	12,000万円	14,900万円	18,300万円
負担給付比率 〔65歳以降分〕	8.3倍 6.4倍	4.6倍 3.8倍	3.2倍 3.0倍	2.7倍	2.4倍	2.3倍	2.3倍	2.3倍

(注) 1. 保険料負担のほかに、税負担のうち年金給付に充てられる分(国庫負担分)があることに留意が必要である。基礎年金国庫負担割合は、平成21(2009)年度2分の1完成、平成16(2004)～20(2008)年度は年金課税の適正化による増収分程度の引上げを前提に算出。  
 2. 設定は以下の通り。  
 夫は20歳から60歳まで厚生年金に加入(平均標準報酬月額36.0万円)し、妻はその間専業主婦(昭和61年3月以前は国民年金に任意加入歴なし)という加入歴をもつ同年齢夫婦について、それぞれ60歳時点の平均余命まで生存したとして、夫婦の基礎年金、夫の死後妻が受給する遺族年金も含めて年金受給額を計算。(保険料負担額や年金給付額を手取り賃金上昇率を用いて、65歳時点の価格に換算して比較。)なお、1935年生まれの者については、その90%の期間のみの加入としている。  
 3. 2100年で受給期間が終わる世代について、計算した。  
 4. 人口推計、経済前提等については、平成16年財政再計算に準拠。

# 試算結果の詳細

## 世代ごとの保険料負担額と年金給付額について

平成16年財政再計算

平成17年(2005) 年における年齢 (生年)	厚生年金(基礎年金を含む)					国民年金		
	保険料 負担額	年金給付額	倍率	65歳以降給付分(再掲) 年金給付額 倍率		保険料 負担額	年金給付額	倍率
	万円	万円	/	万円	/	万円	万円	/
70歳 (1935年生) [2000年度時点で換算]	680 (670)	5,600 (5,500)	8.3	4,400 (4,300)	6.4	230 (230)	1,300 (1,300)	5.8
60歳 (1945年生) [2010年度時点で換算]	1,200 (1,100)	5,400 (5,100)	4.6	4,500 (4,200)	3.8	410 (390)	1,400 (1,300)	3.4
50歳 (1955年生) [2020年度時点で換算]	1,900 (1,600)	6,000 (5,100)	3.2	5,600 (4,800)	3.0	700 (600)	1,600 (1,400)	2.3
40歳 (1965年生) [2030年度時点で換算]	2,800 (2,200)	7,600 (5,900)	2.7	7,600 (5,900)	2.7	1,100 (830)	2,100 (1,600)	1.9
30歳 (1975年生) [2040年度時点で換算]	3,900 (2,800)	9,600 (6,700)	2.4	9,600 (6,700)	2.4	1,500 (1,000)	2,600 (1,800)	1.8
20歳 (1985年生) [2050年度時点で換算]	5,100 (3,300)	12,000 (7,600)	2.3	12,000 (7,600)	2.3	1,900 (1,200)	3,300 (2,100)	1.7
10歳 (1995年生) [2060年度時点で換算]	6,500 (3,700)	14,900 (8,500)	2.3	14,900 (8,500)	2.3	2,400 (1,400)	4,100 (2,300)	1.7
0歳 (2005年生) [2070年度時点で換算]	8,000 (4,100)	18,300 (9,500)	2.3	18,300 (9,500)	2.3	3,000 (1,600)	5,000 (2,600)	1.7

(注1) それぞれ保険料負担額及び年金給付額を65歳時点の価格に換算したもの。( )内はさらに物価上昇率で現在価値(平成16年度時点)に割り引いて表示したもの。

(注2) 2100年で受給期間が終わる世代について、計算した。

## 計算の前提

### (1) 加入歴

#### 厚生年金

同年齢夫婦で、夫は20歳から60歳まで厚生年金に加入し、(年齢別総報酬月額が平成16年財政再計算での標準報酬指数及びボーナス支給割合より算出。平均標準報酬月額36.0万円)妻はその間専業主婦(昭和61年からは20歳以上ならば第3号被保険者、それ以前は国民年金に任意加入していない)。なお、1935年生の者については、その90%の期間のみの加入としている。

#### 国民年金

20歳から60歳まで国民年金第1号被保険者で保険料を納付。(保険料、年金額ともに被保険者一人分。)

### (2) 受給期間

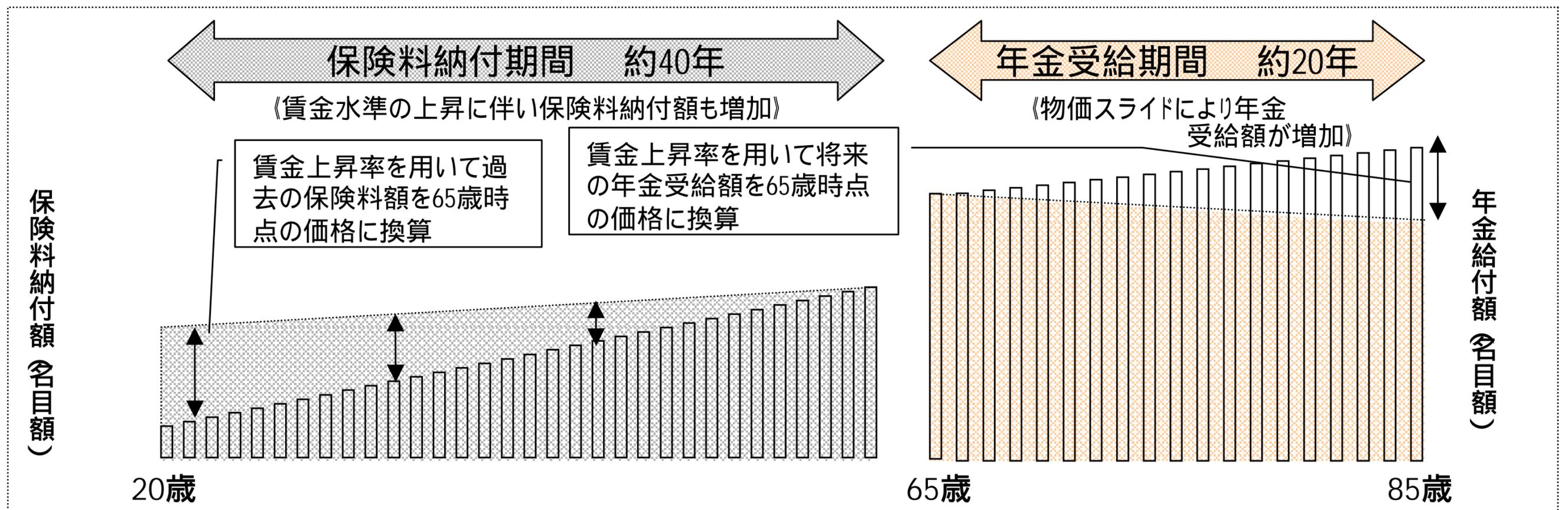
男女各々60歳時点の平均余命(過去分は完全生命表、将来分は日本の将来推計人口(平成14年1月推計)における将来生命表の60歳時平均余命。国民年金は平均余命の男女平均。)まで生存、厚生年金の場合、夫婦の基礎年金、夫の死後妻が受給する遺族年金も含めて計算した。

### (3) 年金額、保険料、人口推計、経済前提等

平成16年財政再計算に準拠。

## 計算方法

世代間扶養を基本とする年金制度においては、賃金の一定割合について保険料として負担を求め、年金給付も賃金水準の上昇を反映することが基本的な仕組みとなっている。この公的年金の基本的な仕組みの考え方に沿って、「賃金上昇率」を用いて保険料負担額や年金給付額を65歳時点の価格に換算した。



## 世代ごとの保険料負担額と年金給付額の計算方法について

年金制度においては、原則20歳から40年間程度にわたって保険料拠出を求め、支給開始年齢到達後、終身にわたって年金を受給することになるので、最初に保険料を拠出してから給付を受け取り終わるまでに60年以上の時間が想定される。

このように大きな時点差のある負担と給付を比較する上で、時間の経過をどのように評価するかについては、様々な考え方がある。

世代間扶養を基本的な考え方として運営している公的年金制度では、賃金の一定割合の保険料拠出を求め、給付額も賃金水準の上昇を反映することが基本的な仕組みとなっている。

したがって、世代別に負担と給付を比較するに当たっては、この公的年金の基本的な仕組みの考え方に沿って、賃金上昇率を用いて保険料総額や年金給付総額を65歳時点の価格に換算したもの(A:賃金上昇率による換算方式)を用いて比較を行ったものである。

参考として、代表的な例である厚生年金(基礎年金を含む)の保険料固定方式(実績準拠法(名目年金額下限型))について、B~Dの方法により計算したものについてもお示しする。

### A:(賃金上昇率による換算方式)

保険料負担額については、現役世代の保険料を賃金上昇率で各々の65歳時点に換算した額の合計、年金給付額については生涯にわたる年金額を賃金上昇率で各々の65歳時点に割り引いて合計した額。

### B:(運用利回りによる換算方式)

保険料負担額については、現役世代の保険料を運用利回りで各々の65歳時点に換算した額の合計、年金給付額については生涯にわたる年金額を運用利回りで各々の65歳時点に割り引いて合計した額。

### C:(物価上昇率による換算方式)

保険料負担額については、現役世代の保険料を物価上昇率で各々の65歳時点に換算した額の合計、年金給付額については生涯にわたる年金額を物価上昇率で各々の65歳時点に割り引いて合計した額。

### D:(単純累計方式)

時点の差を考慮せず、各時点で実際に支払い又は受け取る金額の単純な合計額。

#### 経済前提(平成16年財政再計算)

- 物価上昇率 1.0%(2009年以降。2008年までは「改革と展望 - 2003年度改定」に準拠。過去分は消費者物価指数上昇率)
- 賃金上昇率 2.1%(2009年度以降。2008年度までは「改革と展望 - 2003年度改定」に準拠。過去分は再評価率による賃金上昇率等)
- 運用利回り 3.2%(2009年度以降(ただし、これに平成14年度末の預託実績より算出される、すでに預託された財投預託分の運用利回りを勘案した数値を使用)。2008年度までは「改革と展望 - 2003年度改定」に準拠。過去分は資金運用部新規預託金利等)

# 各計算方法による結果

[厚生年金(基礎年金を含む) 平成16年 財政再計算]

平成17年 (2005年)に おける年齢 (生年)	A (賃金上昇率による換算方式)					B (運用利回りによる換算方式)					C (物価上昇率による換算方式)					D (単純累計方式)				
	保険料 負担額	年金給付額	倍率	65歳以降給付分(再掲)		保険料 負担額	年金給付額	倍率	65歳以降給付分(再掲)		保険料 負担額	年金給付額	倍率	65歳以降給付分(再掲)		保険料 負担額	年金給付額	倍率	65歳以降給付分(再掲)	
				年金給付額	倍率				年金給付額	倍率				年金給付額	倍率				年金給付額	倍率
70歳 (1935年生) [2000年度時点換算]	680 (670)	5,600 (5,500)	8.3	4,400 (4,300)	6.4	830 (820)	5,200 (5,100)	6.3	3,900 (3,800)	4.7	550 (540)	5,700 (5,700)	10.4	4,500 (4,400)	8.2	400	5,900	14.7	4,700	11.6
60歳 (1945年生) [2010年度時点換算]	1,200 (1,100)	5,400 (5,100)	4.6	4,500 (4,200)	3.8	1,500 (1,500)	4,900 (4,700)	3.2	4,000 (3,800)	2.6	1,000 (1,000)	5,800 (5,400)	5.6	4,900 (4,600)	4.7	860	6,200	7.2	5,400	6.3
50歳 (1955年生) [2020年度時点換算]	1,900 (1,600)	6,000 (5,100)	3.2	5,600 (4,800)	3.0	2,500 (2,100)	5,500 (4,700)	2.2	5,100 (4,300)	2.0	1,600 (1,400)	6,700 (5,700)	4.2	6,200 (5,300)	3.9	1,300	7,300	5.5	6,900	5.1
40歳 (1965年生) [2030年度時点換算]	2,800 (2,200)	7,600 (5,900)	2.7	7,600 (5,900)	2.7	3,700 (2,800)	6,800 (5,300)	1.9	6,800 (5,300)	1.9	2,300 (1,800)	8,500 (6,600)	3.6	8,500 (6,600)	3.6	1,900	9,500	4.9	9,500	4.9
30歳 (1975年生) [2040年度時点換算]	3,900 (2,800)	9,600 (6,700)	2.4	9,600 (6,700)	2.4	5,100 (3,500)	8,600 (6,000)	1.7	8,600 (6,000)	1.7	3,200 (2,200)	10,800 (7,500)	3.4	10,800 (7,500)	3.4	2,600	12,000	4.7	12,000	4.7
20歳 (1985年生) [2050年度時点換算]	5,100 (3,300)	12,000 (7,600)	2.3	12,000 (7,600)	2.3	6,600 (4,200)	10,700 (6,800)	1.6	10,700 (6,800)	1.6	4,100 (2,600)	13,500 (8,500)	3.3	13,500 (8,500)	3.3	3,300	15,100	4.6	15,100	4.6
10歳 (1995年生) [2060年度時点換算]	6,500 (3,700)	14,900 (8,500)	2.3	14,900 (8,500)	2.3	8,300 (4,800)	13,300 (7,600)	1.6	13,300 (7,600)	1.6	5,100 (2,900)	16,800 (9,600)	3.3	16,800 (9,600)	3.3	4,100	18,800	4.6	18,800	4.6
0歳 (2005年生) [2070年度時点換算]	8,000 (4,100)	18,300 (9,500)	2.3	18,300 (9,500)	2.3	10,300 (5,300)	16,400 (8,500)	1.6	16,400 (8,500)	1.6	6,300 (3,200)	20,600 (10,700)	3.3	20,600 (10,700)	3.3	5,100	23,200	4.6	23,200	4.6

(注1) それぞれ保険料負担額及び年金給付額を65歳時点の価格に換算したもの。( )内はさらに物価上昇率で現在価値(平成16年度時点)に割り引いて表示したもの。  
(注2) 2100年で受給期間が終わる世代について、計算した。